

# 安全で安心して暮らせる まちをつくる

## 高齢者を犯罪被害や交通事故から守るために 大仙警察署と警戒警報発令で協定

10月15日、役場庁舎で大仙警察署との「美郷町高齢者犯罪被害及び高齢者交通事故警戒警報発令に関する協定」の締結式が行われました。

警報は、同署管内で高齢者による特殊詐欺被害や重大な交通事故などが連続して発生し、今後も発生が危惧される場合や、社会的に反響の大きな犯罪・事故等が発生した場合、大仙警察署長の要請により町長が発令します。発令後は、町と同署がチラシを作成して注意喚起を図るほか、町防犯指導隊や町交通指導隊などの関係団体と連携して犯罪被害や交通事故の抑止を目指します。同署によると、今回のように高齢者の安全・安心に特化した協定は、県内初の取り組みだということです。

締結式には、松田町長と同署の渡部信雄署長が出席。渡部署長は「高齢化社会から高齢者を守ることは極めて重要。年々体の自由が利かなくなってくる高齢者にとって優しい町にしてほしい」と期待を込めると、松田町長

は「情報化社会が進展する中で、高齢者に対する配慮が必要になる。安全・安心の町を掲げる町として、高齢者が今まで以上に安心を感じられる町にしたい」と応えました。



## 鍵の閉め忘れにはご注意を 美郷町防犯パレードが 行われました

10月11日から20日まで実施された全国地域安全運動に合わせて、10月11日に町防犯協会（齊藤新一郎会長）と町防犯指導隊（高橋一彦隊長）の皆さんによる防犯パレードが行われました。

同日朝には役場庁舎前で出発式が開催され、大仙警察署の渡部信雄署長や松田町長、パレード参加者ら23名が参加しました。交通指導車や軽トラックなど9台の車両で役場庁舎を出発した皆さんは、3地区に分かれて空き巣被害の注意や自転車などの鍵掛けの徹底を呼び掛けました。

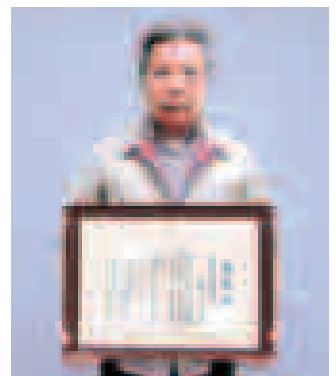


## 新たに創設されました 美郷町防犯功労者表彰

このたび、町防犯協会による美郷町防犯功労者表彰が新たに創設されました。10月11日に役場庁舎前で開催された表彰式では、長年にわたり地域の安全確保に向けて防犯活動に取り組んできたとして、町防犯協会会員の大久保アツ子さん（下畑屋）と佐藤正巳さん（下萩沢）の2名が表彰されました。



大久保 アツ子 さん



佐藤 正巳 さん

## 日ごろからの取り組みを大切に 高齢者交通安全大会

10月16日、美郷町北体育館で交通安全協会（清水源悦会長）による高齢者交通安全教室が開催されました。清水会長は、県内の交通事故の半数以上に高齢者が関わっていることを指摘し、「高齢者が交通事故の加害者・被害者にならないよう、日ごろから交通安全を意識するよう習慣付けましょう」と呼び掛けました。

続く大仙警察署の安全・安心アドバイザーによる講話では、反射材に関する説明や飲酒状態体験メガネを使った実習が行われ、参加者たちは日ごろの備えの大切さや飲酒運転の危険性について体感していました。



## 町民の安全・安心のために 高規格救急車が導入されました

このたび、大曲消防署南分署に高規格救急車が初めて導入されました。高規格救急車とは、人工呼吸器・半自動式除細動器・自動車電話などの救急救命士が行う救急救命措置に必要な資機材を積載した救急車のことです。また、搬送用ベッドの固定部に防振装置がついているなど、傷病者に苦痛を与えないよう配慮された構造となっています。

今回の導入により、救急救命士が医師の指示を仰ぎながら心肺機能停止状態の傷病者に対し救急救命措置を行う「特定行為」が可能となりました。

10月1日には、役場庁舎前で高規格救急車の運用開始式が開催されました。開始式に出席した松田町長は「高度な救急体制の整備は、町民の安全・安心につながるので心強い」と歓迎しました。続いて、救急救命士が車内装備品について解説したほか、食事が喉に詰まって心肺停止になった事例を想定した救急活動訓練を披露。高規格救急車を

活用した特定行為を実演したほか、救急現場に居合わせた人の初動の大切さを訴えました。



## 民生委員が災害時要援護者の 世帯調査に訪問します

本年6月の災害対策基本法の改正により、災害時に支援が必要な方の名簿（災害時要援護者台帳）の作成が市町村に義務付けられました。町では、「災害時の避難行動に支援が必要な方」や「福祉避難所への避難が必要な方」を把握・名簿を作成し、避難支援体制をつくるための調査を実施します。

### ■調査員

各地区を担当している民生委員が調査のため訪問しますので、ご協力をお願いします。

※町内の全世帯を訪問することが難しいため、該当すると思われる世帯に限定して訪問調査を行います。災害時の支援を必要とする方が訪問調査を希望される場合は、担当の民生委員までご相談ください。

■調査時期 11月上旬から

### ◎福祉避難所とは

身体の状態や介護など健康上の理由で、介助や見守りなど特別な支援を必要とし、一般の避難所での生活が難しい方に配慮した避難所です。介助員等を配置して避難生活を支援します。

※一般の避難所とは異なります。

### ◎福祉避難所への避難が必要な方

- ・視覚障がい者、聴覚障がい者、寝たきりで介護支援を必要とするなど、一人で移動することが困難な方
- ・自閉症、精神障がい、認知症などにより、集団での避難生活が著しく困難と思われる方
- ・電気を必要とする福祉機器（人工呼吸器など）を使用している方
- ・その他特別な事情があり、災害時に支援が必要な方

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907